

4 解散と合併

1 解散

(1) 解散事由

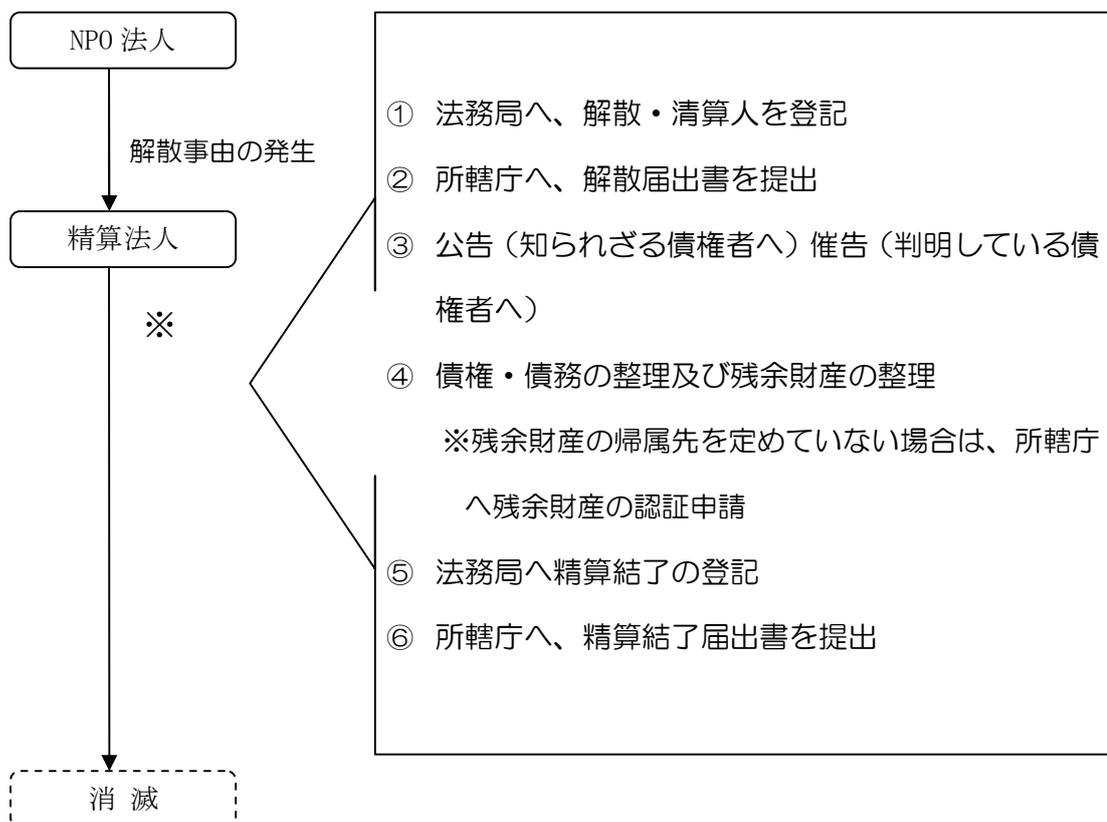
NPO法人は、以下のような事由により解散します。

	NPO法人の 解散の事由	内容	解散時期
1	社員総会の決議	総会では、解散の決議、清算人の選定、残余財産の帰属先の扱いを決議します	総会の決議日
2	定款で定めた解散事由の発生	NPO法に定められたもの以外に定款で定めた解散事由をいいます	事由が発生したとき
3	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	所轄庁の認定を受けなければ解散することはできません	所轄庁が解散の認定をした日
4	社員の欠亡	社員が全くなくなった場合をいいます	事由に該当したとき
5	合併	新設合併及び吸収合併により消滅する法人が解散します	
6	破産	NPO法人が債務を完済することができなくなり、裁判所が破産手続開始の決定をした場合です	
7	設立認証の取り消し	改善命令に違反し、他の方法によっては監督の目的を達成できないときなどは、所轄庁は認証を取り消すことがあります。	

(2) 解散と精算

解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまで存続します。所轄庁への届出等は、解散した時及び清算が終了した時に行います。

○解散事由が前ページの1～3の場合のフロー図（社員総会の決議他）



※精算法人の監督者は、
主たる事務所の所在地を管轄する裁判所

(3) 解散及び清算の手続き

①解散事由が

社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡による解散
の場合

<手続きの流れ>

- 1) 解散事由の発生
- 2) 法務局において「解散」「清算人」の登記
- 3) 所轄庁へ「解散届出書」提出

所轄庁へ提出する書類	提出部数
解散届出書（島根県規則様式）	1
解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1

- 4) 解散の公告（官報及び定款に定めた方法により行う）
- 5) 残余財産の整理

所轄庁へ提出する書類	提出部数
残余財産譲渡認証申請書（島根県規則様式）	1

※定款において残余財産の帰属先を定めていない場合のみ提出が必要

※残余財産の帰属先は、NPO 法第 11 条第 3 項に定めるものみに限定されています。構成員である社員等への分配はできません。（P4②参照）

- 6) 法務局において「清算終了」の登記
- 7) 所轄庁へ「清算終了届出書」提出

所轄庁へ提出する書類	提出部数
清算終了届出書（島根県規則様式）	1
清算終了の登記をしたことを証する登記事項全部証明書（登記簿謄本。法務局で取得）	1

②解散事由が

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 の場合

<手続きの流れ>

- 1) 解散事由の発生
- 2) 所轄庁へ「解散認定申請書」提出

所轄庁へ提出する書類	提出部数
解散認定申請書（島根県規則様式）	1
目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面	1

- 3) 法務局において「解散」「清算人」の登記
- 4) 解散の公告（官報及び定款に定めた方法により行う）
- 5) 残余財産の整理

所轄庁へ提出する書類	提出部数
残余財産譲渡認証申請書（島根県規則様式）	1

※定款において残余財産の帰属先を定めていない場合のみ提出が必要

※残余財産の帰属先は、NPO 法第 11 条第 3 項に定めるもののみに限定されています。構成員である社員等への分配はできません。（P4②参照）

- 6) 法務局において「清算終了」の登記
- 7) 所轄庁へ「清算終了届出書」提出

所轄庁へ提出する書類	提出部数
清算終了届出書（島根県規則様式）	1
清算終了の登記をしたことを証する登記事項全部証明書（登記簿謄本。法務局で取得）	1

③解散事由が

設立の認証取り消し の場合

<手続きの流れ>

1) 設立認証取り消し

認証取消に異議がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申し立て又は行政事件訴訟法の行政処分（認証取消処分）の取消訴訟の提訴を行う

3) 法務局において「解散」「清算人」の登記

4) 所轄庁へ「清算人就任届出書」提出

所轄庁へ提出する書類	提出部数
清算人就任届出書（島根県規則様式）	1
当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1

4) 解散の公告（官報及び定款に定めた方法により行う）

5) 残余財産の整理

所轄庁へ提出する書類	提出部数
残余財産譲渡認証申請書（島根県規則様式）	1

※定款において残余財産の帰属先を定めていない場合のみ提出が必要

※残余財産の帰属先は、NPO 法第 11 条第 3 項に定めるもののみに限定されています。構成員である社員等への分配はできません。（P4②参照）

6) 法務局において「清算終了」の登記

7) 所轄庁へ「清算終了届出書」提出

所轄庁へ提出する書類	提出部数
清算終了届出書（島根県規則様式）	1
清算終了の登記をしたことを証する登記事項全部証明書（登記簿謄本。法務局で取得）	1

認証の取り消しの場合には、「役員の不格事項」が発生します。（P 7）

(4) 清算人の職務

法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事が清算人になります。
 ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において他の人を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人になります。

<清算人の職務>

現務の終了	<ul style="list-style-type: none"> • NPO法人が現在行っている事業活動を終了させる方向で業務を行う
債権の取立て及び債務の弁済	<ul style="list-style-type: none"> • 官報で公告を行い、債権者に対して2ヶ月以上の一定期間内に債権請求の申し出をする旨を催告する • 清算中の法人が破産したときは、清算人は、直ちに破産宣告の請求を裁判所にして、その旨を官報で公告する • 債権と債務を整理し、残余財産を確定する • 法務局へ「清算終了の登記」を行う • 所轄庁へ「清算終了届出書」を提出する
残余財産の引渡し	<ul style="list-style-type: none"> • 定款で定めた残余財産の帰属先に残余財産を譲渡する • 定款に残余財産の帰属先を特に定めていない場合は、清算人は所轄庁へ「残余財産譲渡認証申請書」を提出し、所轄庁の認証を経て、残余財産を国又は地方公共団体に譲渡する

※定款で残余財産の帰属先の規定を設ける場合の帰属先は、以下の通り定められています。これら以外の個人、団体及び法人等へ残余財産を譲渡することはできません。

- 他の特定非営利活動法人
- 国又は地方公共団体
- 公益社団法人又は公益財団法人
- 学校法人
- 社会福祉法人
- 更生保護法人

※残余財産は、構成員である社員等への分配はできません。（P4②参照）

2 合併

NPO法人は、他のNPO法人と合併することができます。

(社会福祉法人や一般社団法人等、他の法人との合併はできません)

合併するためには、合併するそれぞれのNPO法人の総会において、議決する必要があります。

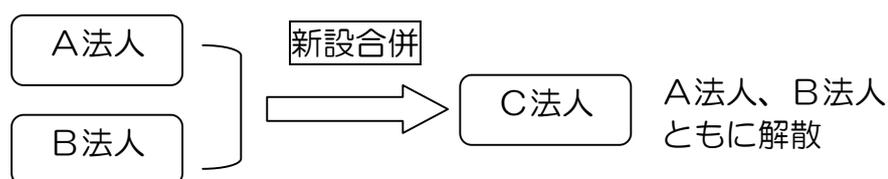
議決後に、所轄庁へ「合併認証申請」を行い、認証後に合併の公告、法務局において登記をすることで、合併が成立します。

(1) 合併の方法

※いずれの方法でも、合併認証申請の手続きは同じです。

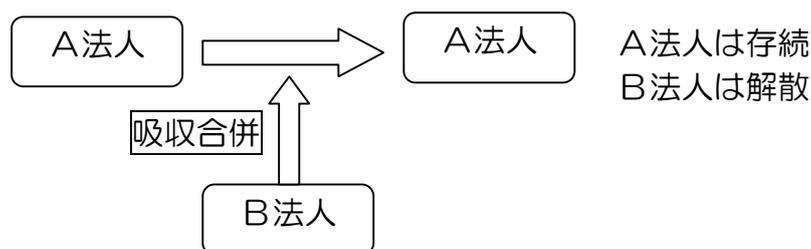
新設合併・・・2つ以上のNPO法人が合併して、新たなNPO法人を設立する方法

※合併前のNPO法人は、新たなNPO法人が設立することにより解散となります。



吸収合併・・・NPO法人が他のNPO法人を吸収する方法

※吸収したNPO法人は引き続き存続しますが、吸収されたNPO法人は、合併が成立することにより解散となります。



【Memo】「認定NPO法人」又は「特例認定NPO法人」との合併

認定NPO法人又は特例認定NPO法人が、認定（特例認定）を受けていないNPO法人と合併し、合併後も認定（特例認定）を受けようとする場合は、「合併認証申請」に加えて、「合併認定申請」を行う必要があります。

(2) 合併認証申請

合併認証申請は、設立認証申請の場合と同様の書類を作成します。

<合併手続きの流れ>

- 1) 合併を行うそれぞれのNPO法人の総会で合併について議決
- 2) 所轄庁へ「合併認証申請書」提出
(合併を行うすべてのNPO法人が申請者となる)
 - ・所轄庁による申請書類の公衆の縦覧（申請書受理日から1か月間）
 - ※申請受理日から2週間未満は、申請書類の軽微な補正が可能（P55）
- 3) 所轄庁による審査、認証・不認証の決定
- 4) 合併を行うそれぞれのNPO法人が「財産目録」及び「貸借対照表」を作成し、事務所に備え置く（認証日から2週間以内に実施）
 - ※合併後のNPO法人のものではないことに注意
- 5) 合併の公告（定款に定めた方法により行う）
- 6) 法務局において登記
 - 「新設合併」により設立した法人：設立の登記
 - 「吸収合併」後、存続する法人については変更の登記
 - 「新設合併」又は「吸収合併」により消滅する法人：解散の登記
- 7) 所轄庁に「合併登記完了届」提出

【Memo】合併の公告

NPO法人は、合併の認証を受けた後に、債権者が一定期間内に異議を述べることができるよう手続きを行うことが定められています。

債権者に対し、合併に異議があれば、2か月以上の期間に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、個別にその旨を催告します。

合併の公告の方法は、NPO法人の定款に定めた方法により行います。定款で定めれば、「時事に関する日刊新聞紙」や「インターネットによる公告（電子公告）」などにより行うことも可能です。（P40、41）

◇合併認証申請時に所轄庁へ提出する書類

2～16の書類は、「設立」認証申請の書類を参考にし、「設立」を「合併」に読み替えて作成しむて下さい。

	書類の名称	提出部数	縦覧 書類	参照ページ
1	合併認証申請書（島根県規則様式）	1	—	P103①
2	定款	2	○	P23②
3	役員名簿 （役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての 報酬の有無を記載した名簿）	2	○	P44③
4	就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）	1	—	P45④
5	役員の住所又は居所を証する書面（住民票の写し等）	1	—	P46⑤
6	社員のうち10人以上の者の名簿	1	—	P47⑥
7	確認書	1	—	P48⑦
8	合併趣旨書	2	○	P49⑧
9	合併についての意思の決定を証する議事録の謄本（コピー）	1	—	P50⑨
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	○	P52⑩
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	○	P53⑪

〈上記の提出書類について軽微な補正を要する場合の提出書類〉

	書類の名称	提出部数	縦覧 書類	参照ページ
12	補正書	2	○	P55⑫
13	補正後の書類	※	※	—

※提出部数や縦覧の扱いは合併認証申請時に提出した書類の扱いに準じる

◇登記完了後に所轄庁へ提出する書類

	書類の名称	提出部数	縦覧 書類	参照ページ
14	合併登記完了届出書（島根県規則様式）	1	—	P56⑬
15	登記事項全部証明書（登記簿謄本。法務局で取得） ※原本1部とは別に、コピー1部添付	1※	○	—
16	財産目録	2	○	P57⑭

① 合併認証申請書

申請する所轄庁において定められた様式により作成する必要があります。

(記載例)

様式第11号(第15条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称(甲)

代表者の氏名 印

電話番号

特定非営利活動法人の名称(乙)

代表者の氏名 印

電話番号

合併認証申請書

下記のとおり合併することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

「合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(コピー)」のほか、「設立認証申請書」の添付書類に準じた書類(「設立」を「合併」に読み替えて参照して下さい)を添付します。

記

- 1 合併後の特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

合併後のNPO法人の内容について記載します。